

青木理
梓澤和幸
河崎健一郎
編著

国家と情報

警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む

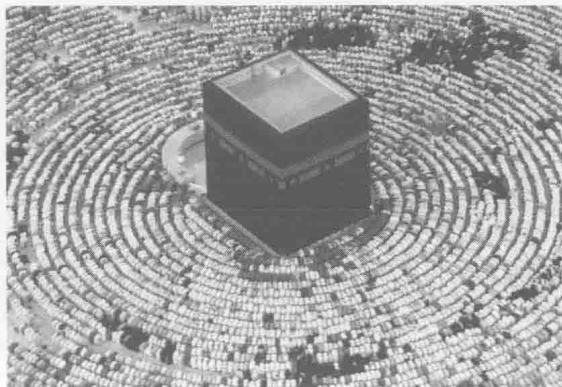
青木理
梓澤和幸
河崎健一郎
編著

国家と情報

警視庁公安部「インターネット捜査」流出資料を読む

常州大学图书馆
藏书章

現代書館



マッカのカアバ聖殿

国家と情報——警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む

2011 年 10 月 15 日 第 1 版第 1 刷発行

編 著 者	青 木 理・梓澤和幸・河崎健一郎
発 行 者	菊 地 泰 博
組 版	デザイン・編集室エディット
印 刷	平 河 工 業 社 (本 文)
	東 光 印 刷 所 (カ バ ー)
製 本	越 後 堂 製 本
装 幀	伊 藤 滋 章

発行所 株式会社 現代書館

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-5
電 話 03 (3221) 1321 FAX 03 (3262) 5906
振替 00120-3-83725 <http://www.gendaishokan.co.jp/>

校正協力・迎田睦子

©2011 AOKI Osamu / AZUSAWA Kazuyuki / KAWASAKI Kenichiro

Printed in Japan ISBN 978-4-7684-5663-7

定価はカバーに表示してあります。落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

本書の一部あるいは全部を無断で利用（コピー）することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。但し、視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」の製作を認めます。その際は事前に当社までご連絡ください。また、テキストデータをご希望の方はご住所、お名前、お電話番号をご明記の上、右下の請求券を当社までお送りください。

活字で利用できない方のための
テキストデータ請求券
『国家と情報』

本書刊行にあたって	梓澤和幸	I
なにが問題なのか——事件の見取り図	河崎健一郎	8

コラム 「被害者の証言」 1

16

第 I 章 流出資料をめぐる 21

公安警察の隠微な歴史と外事3課の新設	青木 理	22
流出資料からみる公安警察の馬鹿げた実態	青木 理	34
警備情報活動と出入国管理行政との関係について	古屋 哲	56
「ムスリムの狙い撃ち」——公安警察の違法捜査	岩井 信	69
金融機関の公安警察に対する個人情報提供	上柳敏郎	80

コラム 「被害者の証言」 2

90

在日ムスリムを襲った無知と偏見	田原 牧	97
日本政府のムスリム敵視政策・歴史と変遷	田原 牧	107
「デュモン事件」と「公安テロ情報流出事件」	西中誠一郎	117
日本のムスリムとその課題	前野直樹	129

コラム 「被害者の証言」 3

139

第 II 章 シンポジウム「検証・公安テロ情報流出事件」 149

青木 理・田原 牧・保坂展人・吉岡 忍・梓澤和幸

第Ⅲ章 資料集「公安テロ情報流出資料」

183

流出資料編集にあたっての本書の方針

184

まとめにかえて

吉岡 忍 389

執筆者紹介 392



週末学校の授業模様

本書刊行にあたって

梓澤和幸（弁護士）

2010年10月28日、何者かが警視庁外事3課保有の「公安テロ」情報ファイルをインターネット上に流出させた。ファイル数114、字数にして約70万字、個人肖像写真は被害者関係で21人分に及ぶ膨大な情報である。

それは、社会を震撼させる情報漏洩であった。影響は多大であり、被害は深刻であった。

本書は、ファイルにもられた情報とその漏洩が何を意味するか、複数の著者によって解明し、明らかにする意図で刊行される。

この事件は、いかなる問題を投げかけたのか。

第1は、警察によるイスラム教徒監視の問題である。イスラム教徒全体を、テロリスト予備軍として監視の対象においてきた。

問題を考えるためにある光景を描写したい。

機会を得て、凍てつく早春の日の午後、イスラム教徒の祈りの場面を見学させていただいた。

イマーム（導師）はメッカの方向にむかい、コーランの1節を、尾を引くような、うたうような声で朗詠し、両の手を差し出しながら床に額をすりつける。

この時間に間に合うように息せき切って男たちが駆けつけてきた。

がっしりとした体躯のアフリカ系、中東系の外国人、それに日本人の信徒たちが同じ姿勢で祈る。心を引きつけられたのは、信徒がそれぞれに、肉親の死に立ち会うときのような、すすり泣くような声で神に向け、自分の内面にむけて祈りのことばをささやいていることであった。

10年前、カナダ、ヴァンクーバーの難民審判所で見た場面が甦った。

中東のある国で、左翼政党に所属したことを理由として父親が武装した

公権力に殺害された。妻（60代）、長男（30代半ば）が故国を離れ、カナダに難民として庇護を求めた。しかし、入国管理局で拒否され、不服を申立てた審判所での出来事である。迫害の状況を証言する長男が宣誓を求められた。

荘重な色彩の赤みがかった皮で装丁された「コーラン」が、審査官3人の座る一段高くなった壇の左横にある木造りの譜面台に似た物の上に丁重なしぐさで置かれた。聖典は、広辞苑や大六法全書より一回り大きく、一段と厚いものであった。

これから真実だけを述べるという誓いを、「コーラン」の前で神に誓う。その時である。

長男は、ひざまずいて「コーラン」に接吻した。幼い乳児にするように切ない愛を込めるような、記憶に残るしぐさだった。眉が太く、髪の毛が黒く、がっしりとした上半身の若者だった。

祈ること、信仰することとは内面奥深くの精神的営為である。しかも、この信仰は、1400年の歴史を持ち、15億人の信徒を擁する世界宗教の人々のものである。

国家は、国や地方公共団体に働く公務員は、ここに踏み込んではいない（思想良心の自由 憲法19条、信教の自由 憲法20条）。

なぜか。一人ひとりの個人は、「生まれながらにして平等で、内面において完全に自由な存在」と考えるからである。国は、尊厳を持った個人がある生き方やある宗教を選んだことについて、それを間違っていると言ったり、その考えを変えよと命ずることはできない。いやそもそも、そうした個人の内面に立ち入ることはできないのであり、侵すことのできない尊厳を蹂躪してはならないのである。

しかし、流出された公安情報ファイルによれば、警察は都心および周辺のモスク、中東各国の在外公館をここ数年にわたって監視し続け、出入りする人々の人数を一桁単位まで数え上げ、ある場合には自宅まで尾行し、氏名、住所、家族構成を個人情報ファイルにデータベース化している。内

部に密偵を放ち、ある者は入管法違反、ある者は失業保険金詐欺で逮捕して、別件取調べを行って情報をとろうとしたのである。

かかる行為は、国や公務員が何のためにあり、何をしてはならないかという根本の規範（立憲主義、個人の尊厳）に挑戦するものではないのか。これが第1の問題である。

このテーマは、チュニジア、エジプト、リビアで興隆した専制支配への民衆運動を同時代の問題としてどう見るか、という問題にも関連する。これらの民衆運動の深部には、本来のイスラム教の教えを復活し、専制支配に抵抗しようとするイスラム復興運動の何十年にもわたる困難な取り組みがあったとみられるからである。テロリズムとは厳密に区別され、平等、貧困救済を掲げ、広い支持を獲得しているイスラム教徒たちの運動である。本書でも関連原稿が言及するであろう。

第2に、本書は、「個人情報と国家」という問題をとりあげた。

ファイルによれば、警視庁は、信仰と内心の自由という個人の最も神聖な領域に踏み込み、関連する個人のデータを金融、取引先、営業などあらゆる生活領域にまで踏み込んで、収集し尽くした。

本書はこの問題を掘り下げた。

コンピュータ技術が著しい発達を遂げはじめた1970年代前半、ヨーロッパ各国では国や超大企業がコンピュータによって個人情報を累積していくことに、深い危機感が醸成された。

危機感の核心はこうである。コンピュータ技術は、権力を持った者に個人の思想、信仰、病気、生活歴、家族歴、嗜好、買い物、所有財産、収入など、一人ひとりの人間の像を把握させることを可能にする。それは、公権力による個人の完全な支配とコントロールを可能にし、個人の尊厳を危うくする。

とくに注意が向けられたのは、思想、信仰、病歴、家族歴など、センシティブ（繊細）な情報であった。

ヨーロッパ各国における危機感はOECD 8原則にまとめられ、日本では

不十分ながら行政機関保有個人情報法に反映された。また、表現の自由を危機にさらすものとして「ネット時代の治安維持法」と評される個人情報保護法が制定施行された。

これを迎え撃つ運動の中で最も強調されたのは、国と地方公共団体こそが個人情報収集と管理の監視の対象になるべきだ、という主張であった（臺宏士『個人情報保護法の狙い』緑風出版、2001年）。

警察の行った行為は、ヨーロッパで形成された危機感を裏付け、国家こそ個人情報収集の最も危険な主体であるとの主張を正面から根拠付けるものであった。

加えてである。

警視庁が管理するファイルがインターネット上に流出し、個人のプライバシーが暴露されてしまったのである。しかも警察は、流出した情報が警察由来のものであることをなかなか認めず、ようやく2010年12月24日、流出後2カ月にしてそれを事実上認めた。そのため、打つべき被害拡大防止措置も遅れた。

インターネット時代に、警察をはじめとする行政機関に課せられている個人情報に関する責任は重い。

個人のセンシティブ情報は、原則として収集してはならない。もし保有してしまったときは、個人への漏洩被害を避けるため、万全の措置をとるべきである。

危機管理や情報管理の専門家からみると、今回の漏洩の態様は啞然とするほどの管理水準の低さを物語っている、という。

本書は、ファイルが語る公安警察の情報収集のすさまじさと他方における情報管理の無責任さを明らかにする。

この関連でさらに問われるべきことがあると考える。

警察庁長官、警視總監、警視庁公安部長を中心とするリーダーから中堅

幹部に至るまで、組織の責任を担う人々の“一個の人間としての生き方、責任のとりかた”である。

巨大にして強力な組織の中にあるほど、その構成員は、組織が犯した過ちについて個人として問題意識をもつこと、加害の結果に心痛めるということのを忘れがちである。

今回も、警視総監からは謝罪のことば一つない。また、職を失い、極端な営業困難に陥り、近隣の好奇と警戒の視線にさらされている本人と家族のもとに、警察官のうちの誰一人駆け付けることもなく、今に至っても被害者に向けられた慰謝の一言もない。

表明されたのは、他人ごとのような、誰に向かって言われたのかわからないような警視庁参事官のことばだけであった。

本書では個人情報と国家というテーマをとりあげるが、できるだけ組織を構成する個人の人間としての責任というレベルにまで到達してみたいと考えている。

最後に強調しておきたいことがある。

流出されたデータを読み解くと、警察捜査と情報収集の向けられた先は、イスラム教徒と人々が集まるモスクだけにとどまらない。外国人救援のための市民団体、著名な難民救援団体、中東各国の在外公館、政府系在外援助団体も調査ファイルに記載され、元国連高等弁務官の氏名さえ記述されている。

かつて自衛隊の情報公開をした市民団体について、自衛隊が幅広い市民団体を監視の対象としたことが明らかになり、厳しい批判を浴びたことがある。

公権力にとって少しでも違和感を感じず、自由闊達に生きる個人は、結局のところ監視と統制の対象となる運命にありはしないか。

そうだとすると、マイノリティであるイスラム教徒に降りかかった不幸を、この共同体を生きる市民の上に加えられた災厄として受け止め、問題を継続的に思考する精神的力量が問われていると考えるのである。

そのような思考に貢献することを願って本書を送り出したい。

本書刊行にあたって	梓澤和幸	I
なにが問題なのか——事件の見取り図	河崎健一郎	8

コラム 「被害者の証言」 1

16

第 I 章 流出資料をめぐる 21

公安警察の隠微な歴史と外事3課の新設	青木 理	22
流出資料からみる公安警察の馬鹿げた実態	青木 理	34
警備情報活動と出入国管理行政との関係について	古屋 哲	56
「ムスリムの狙い撃ち」——公安警察の違法捜査	岩井 信	69
金融機関の公安警察に対する個人情報提供	上柳敏郎	80

コラム 「被害者の証言」 2

90

在日ムスリムを襲った無知と偏見	田原 牧	97
日本政府のムスリム敵視政策・歴史と変遷	田原 牧	107
「デュモン事件」と「公安テロ情報流出事件」	西中誠一郎	117
日本のムスリムとその課題	前野直樹	129

コラム 「被害者の証言」 3

139

第 II 章 シンポジウム「検証・公安テロ情報流出事件」 149

青木 理・田原 牧・保坂展人・吉岡 忍・梓澤和幸

第Ⅲ章 資料集「公安テロ情報流出資料」

183

流出資料編集にあたっての本書の方針

184

まとめにかえて

吉岡 忍 389

執筆者紹介 392



週末学校の授業模様

なにが問題なのか——事件の見取り図

河崎健一郎（弁護士）

1. 未曾有の大規模流出の発覚

インターネット上に流出している資料が公安当局のものではないかという報道が最初になされたのは、2010年10月30日のことだった。当時の新聞記事を引用してみる。

国際テロ情報流出か ネット上に警視庁内部資料？

国際テロ犯罪の情報収集や取り締まりを行う警視庁公安部外事3課の内部資料の疑いがある文書が、インターネット上に掲載されていたことが30日、警視庁への取材でわかった。文書はファイル共有ソフトを通じて流出した可能性がある。警視庁は文書が実際に公安部内で作成されたものかの確認作業を急ぐとともに、掲載された経緯について調査を始めた。

警視庁によると、ネット上に掲載されていた文書には、「公安部」「外事3課」などの言葉とともに、個人名の記載があった。国際テロ犯罪の捜査資料や課員名簿の可能性がある。（『産経新聞』2010年10月30日付）

流出が起こったのは10月28日ころ、流出した資料の総数は114点。ファイル交換ソフトのWINNYを通じて全世界に拡散し、『東京新聞』（11月28日付）によれば、11月21日の段階で20を超える国と地域の1万台以上のパソコンにダウンロードされたという。

流出した資料の中には、捜査に協力してきた一般人の住所・氏名はもとより、外見的特徴や入出国履歴、顔写真、家族の情報や日常行動など、詳細なプライバシー情報が含まれていた。捜査に協力してきた一般人の多くは国内外のイスラム教徒であり、その国籍も、チュニジア、アルジェリア、モロッコ、ヨルダン、パキスタンといったイスラム諸国をはじめ、ニュージーランドや、日本国

籍の者の情報も含まれるなど、多岐にわたっていた。

プライバシー情報、特に顔写真や氏名、電話番号等を含む詳細な個人特定情報、本籍地、信仰、前科の有無や詳細、行動実態などのセンシティブ情報が流出したこと自体も問題だが、更に深刻なのは、テロ捜査への協力を要請するため、捜査官が接触しようとした対象者にすぎない彼ら自身が、「テロリスト」容疑者として記載されており、捜査対象扱いされていることであった。これら資料の流出はプライバシー侵害の問題であると同時に、重大な名誉毀損の問題も引き起こすものであった。

捜査機関からの情報流出、よりにもよって公安当局からの大量の情報流出であるということで、流出直後は、大々的に報道がなされた。

しかし、直後に尖閣諸島沖で発生した中国人船長の逮捕報道にかき消されるように、メディアでの扱いは小さくなっていった。

2. 出版による二次被害（第1の問題）

同年11月末、都内の出版社である「第三書館」が流出資料のほぼ全文を、無編集のまま出版物として刊行することが明らかとなった。流出資料に含まれる個人情報部分についても、そのまま掲載することを謳い文句にしていた。書籍での出版がなされれば、一般書店や図書館に、プライバシー情報、名誉毀損情報をそのままに掲載したものが並ぶことになり、深刻な二次被害の発生が懸念された。

この段階に至って被害者のうち数名が弁護士に相談し、11月26日には東京地方裁判所に対して当該出版物の出版等禁止を求める仮処分申立てがなされた。事態を重く見た裁判所は迅速な訴訟指揮を行い、翌27日、当該出版を禁止する仮処分命令を発した。

ところが第三書館側は、裁判所の命令に反して出版物の違法販売を継続したうえ、初版印刷分を売り切るや、裁判所への申し立ての直接当事者となった者の記載部分のみを黒塗りにして、その他の者への人権侵害部分を残したままの第2版の出版を強行した。

これに対して被害者側は強く反発し、別の被害者らを申立人として第二次の仮処分申立てを行った。また、これを支援する弁護団（団長：梓澤和幸弁護

士)が結成されるに至った。

裁判所は被害者らの申し立てを再び認め、出版社に第2版の出版禁止を命じた。しかし出版社はこれに再度違反するなどしたため、被害者はさらに3度目の申し立てを行い、さながらたちごっこの様相を呈するに至った。この間の経緯は「公安テロ情報流出事件のインパクト」(河崎健一郎・福田健治『出版ニュース』2011年2月上旬号6頁)に詳しい。ご関心のある方はそちらを参照されたい。

なおその後第三書館は、第一次の仮処分決定に対する保全異議を申し立てたが、これは東京地方裁判所に「債務者(出版社側)の主張は、総じて債権者(被害者)らのプライバシーに対する配慮を欠いた独善的な主張というべきであり、いずれも採用することができない」として、完全に退けられ、その後の東京高等裁判所に対する抗議でも、その結論が維持されている。

いうまでもなく表現の自由は民主制の基盤をなす最も重要な権利であり、出版物の差止めは極めて例外的な手段として、厳格な要件のもとに運用されなくてはならない。これは当たり前のことである。

しかしこの出版社の行為は、ちょっとした配慮で容易に避けることができた人権侵害を招来し、むしろ個人情報の流出をセンセーショナルに煽ることで注目を集めようとする低劣なもので、まさに差止め相当となるべき例外的な事案であった。このような無配慮な出版は、むしろ表現の自由の価値を自ら貶め、その危機を招いていると思われ、残念でならない。

なお係争中の事案であり、また当該違法出版をめぐる裁判においては、既に出版社の賠償責任の多寡に焦点が移っているため、出版差止めの問題については本書ではこれ以上扱わない。

3. 流出被害を拡大させた警視庁の無責任(第2の問題)

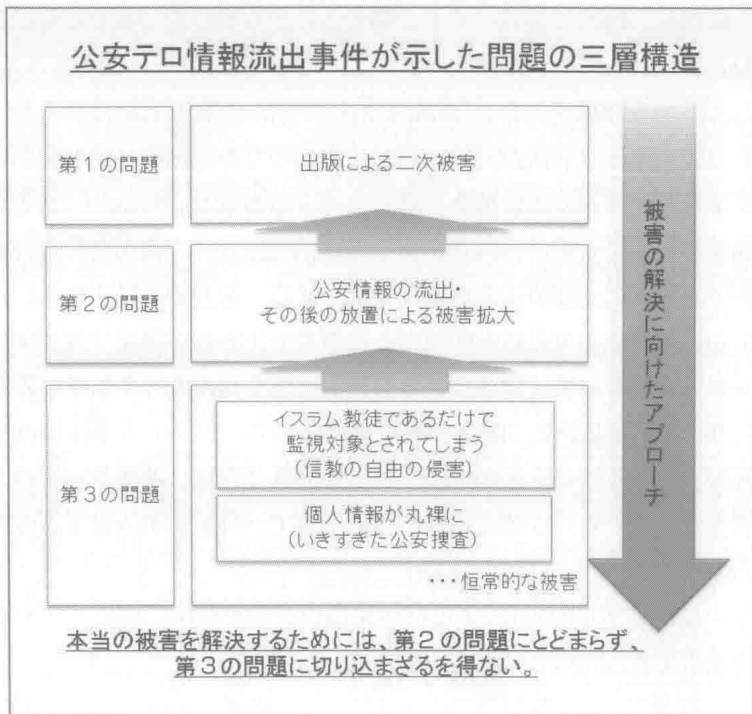
筆者は出版差止めの段階から弁護士として本件に関わり、多くの被害者の方々の悩みを伺ってきた。その中で浮かび上がってきたのは、この事件は、3段階の問題構造をなしているということであった。右の図をご覧ください。

被害者が喫緊の問題として直面したのは、既に述べたように違法出版による

プライバシー情報、名誉毀損情報の拡散であった。これが第1の問題である。

しかしこれは、あくまで二次被害であり、降りかかる火の粉を掃うような話であった。

より大きな問題は、警視庁公安部が管理していたはずの資料が流出したことにあった。そして、資料が流出したのみならず、警察庁・警視庁はその後長期間にわたって事態を放置し続け、被害を拡大させることとなった。



警察庁・警視庁は、インターネット接続業者に対して資料の削除を求めて拡散を防ぎ、また、個人情報をさらされたことで不測の事態に襲われかねない被害者に対して状況の報告と謝罪を行い、身辺警護やその他適切な措置を取るなど、情報管理を行っていたものとして、流出を受けて当然に行うべき措置を何一つ取らなかった。

その間に流出資料は全世界に拡散し、回収不能な状況となってしまった。

公安当局がそのような対応を取らなかった理由はただ一つである。すなわち、

資料の削除を求めること、あるいは、被害者に対して謝罪を含む何らかのアクションを行うことは、資料が公安当局の資料であることを自ら認めることになってしまうからである。

警察の抱えていたこのような矛盾は、初動捜査の遅れも招いた。

12月3日、警視庁は情報流出の問題について、「偽計業務妨害」の被疑事実で捜査を開始し、国内のプロバイダー業者2社から契約者情報や接続記録などを押収した。

しかし「偽計業務妨害」は、「偽計を用いて、人の業務を妨害」した場合に適用される罪である（刑法233条）。情報流出なのだから端的に情報漏示に関する被疑事実をもって速やかに捜査を進めるべきであった。しかし、地方公務員法（守秘義務）違反を理由に捜査を行うと、前提として、流出資料が警視庁の内部資料であることを認めることになってしまう。それはしたくない。

そこで、流出から1カ月以上が経ち、出版差し止めの話題がマス・メディアに報じられる頃になって、世論にせつつかれるように捜査を開始せざるをえなくなったが、「不特定多数に閲覧可能な状態にして、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議の開催直前に、公安部外事3課員に調査させるなど、業務を妨害した」などという苦し紛れのこじつけで、理屈を組み立てざるを得なかったのである。

アメリカ政府がWikileaksによる情報流出の責任を即座に認め、速やかに捜査や対応措置を行ったのとは大違いである。

このままでは真相が闇に葬られかねないとみた弁護士は、被害者らの要望を受け、12月9日、東京地検特捜部直告班に対して、114点の情報流出について被疑者不詳のまま、地方公務員法（守秘義務）違反を被疑事実とする刑事告訴を行った。

また同日、当時の岡崎トミ子国家公安委員長に対して、情報流出の責任を認めて謝罪し、必要な措置を取るように、文書による申し入れを行った（本論末申入書参照）。

12月24日、警視庁は重い腰を上げ、流出資料が内部文書であったことを事実